

門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、門真市（以下「発注者」という。）が委託する「門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業業務委託」に関し、基本的な事項を定めるものである。

1. 件名

門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業業務委託

2. 目的

学生をはじめ若い世代（第2新卒や非正規労働者など潜在的な若者求職者を含む。）に市内ものづくり企業に対する関心を醸成し、求人票等では分からない、ものづくり企業の事業内容や職場環境についての理解を深めることで、市内ものづくり企業への就職を目指してもらえるよう、企業の魅力発信及び人材確保につなげることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

4. 業務内容

「2. 業務の目的」を達成するため、以下の業務を行うこと。

(1) ものづくり企業訪問バスツアー業務（以下「バスツアー」という。）

① バスツアーの概要

学生等を対象に、求人票や企業ホームページ等ではわからない、ものづくりの現場ならではの気づきの獲得をめざし、ものづくり企業をバス等で巡り、工場見学や説明会、座談会等を実施するバスツアーを行う。

ア バスツアーの受入れを行う企業

バスツアー参加企業

イ バスツアーの参加対象者

概ね大阪府内の高等学校等の学生及びその教員等

ウ バスツアー実施方法（予定）

以下の方法で、バスツアーを実施する。なお、実施方法等の詳細な内容及び実施日程等については、門真市近郊の高等学校等と協議の上、バスツアーを効果的に実施できるよう調整を行った上で決定する。

	詳細
実施内容	バスツアーへの参加者をバスツアー参加企業へ送迎し、工場見学等を行うバスツアーを実施する。
実施場所	バスツアー参加企業 12 社を 3 グループに分け、4 社を訪問する。
実施回数	2 回（1 日 1 回を 2 日間）
参加者数	140 人（70 人／1 回）
想定バス台数	3 台（1 日）× 2 回＝6 台
工場見学等の時間	1 社当たり 1 時間程度
備考	バスツアーへの参加者及び参加企業は発注者が募集し決定する。

行程例

出発(9:00)	午前の部	昼休憩	午後の部	到着(16:00)
門真市役所	2 社訪問	門真市役所 (予定)	2 社訪問	門真市役所

※行程例についてはあくまでも一例であり、出発地及び到着地を学校等、門真市近郊の別の場所を指定する場合もある。

エ バスツアー実施日

令和 8 年 9 月から令和 9 年 2 月までのうち、発注者が指定する日（連続する計 2 日間又は連続しない計 2 日間）平日に限定せず、土曜・日曜・祝日に実施する可能性もある。

② バスツアーの業務内容

受注者は、バスツアーの実施に当たり、バスツアー参加企業との事前打ち合わせや連絡調整、ルートの事前確認、当日のバスの配車、バスツアーの運営（添乗員の手配、当日資料、必要物品の準備を含む。）、学生等でバスツアーに参加する者（以下「バスツアー参加者」という。）を被保険者とする傷害保険等の加入、アンケートの実施等を行う。具体的には以下のア～スの業務を行うこと。

ア 円滑にバスツアーが実施できるように、受注者で調整し、予め当日のスケジュール、バスツアールート及び安全な乗降場所等を確認し、発注者に報告する。

イ 工場見学等は、バスツアー参加企業の工場等の製造現場を見学するとともに、説明会や座談会等を実施し、実際に働く人々の声を聴くことで、ものづくりやバスツアー参加企業の魅力が伝わるようにバスツア

一参加企業が企画する。

ウ バスツアーを安全かつ円滑に実施するため添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行させ、安全管理等や工場見学中の引率を行う。その際、門真市をはじめバスツアー参加企業の概要や魅力等を事前に把握し、当日のバスツアーが有意義なものとなるよう適宜活用する。

エ バスツアー参加者が、当日の行程やタイムスケジュール、バスツアー参加企業の魅力や事業形態等、全体像を理解できるように、しおり等の当日資料及び準備物を作成する。また、当日のバスツアー参加者の名札等、必要な準備物（熱中症対策物品、救急セット及び飲料等を含む。）を適宜発注者と協議の上作成・準備すること。

オ 事前確認

事前に門真市役所からバスツアー参加企業までのバスツアーコースやバスツアー参加企業が企画する工場見学等を十分に把握し、バスツアーコースや工場内見学ルート of 状況、危険箇所、休憩場所、トイレ等を確認する。

カ 安全確保

バスツアー参加企業の事業所内では、バスツアー参加者の安全に十分に配慮した見学場所、見学ルートを設定し、安全確保を徹底する。

キ バスツアーに係る損害保険等の加入

バスツアー中の万一の事故に対応するため、バスツアー参加者の確定後、発注者は参加者の氏名、年齢その他の傷害保険等の加入手続きに必要な情報を受注者に報告し、受注者は、その情報に基づき、以下の傷害保険等に加入する手順を行う。

- ・ 保険期間 バスツアー実施日
- ・ 保険対象者 バスツアー参加者（15 歳以上）
- ・ 補償内容 下表のとおり

補償内容	1 人当たりの補償最低基準
死亡保険金	1,000 万円
後遺障害保険金	1,000 万円
入院保険金日額	8 千円
手術保険金 入院中の手術	入院保険金日額の 10 倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の 5 倍
通院保険金日額	4 千円
賠償責任保険金	3,000 万円
携行品損害保険金	20 万円
救援者費用保険金	100 万円

ク バスツアー当日の運営

- (i) 受注者は、バスツアー参加者数、バスの台数、受入企業の見学ルート等に見合った人数の添乗員を確保し、全行程の随行、引率を行うこと。
- (ii) 引率を行う添乗員は、バスツアー中においても、発注者及び受入企業と随時必要な調整を行える体制を整えておくこと。
- (iii) 適宜点呼等により、バスツアー参加者を確認すること。
- (iv) バスの発車前にバスツアー参加者にシートベルトの着用を促し、全員がシートベルトを着用していることを確認の上、発車すること。また、乗務員に対してアルコールチェック、法定速度をはじめとした道路交通法を順守し、安全運転の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう徹底すること。
- (v) 工場見学開始前に、バスツアー参加者に対して、リーフレット又は受入企業の概要資料、見学コース、見学ルール、安全に関する注意事項等を記載した資料を配付し、説明を行うこと。
- (vi) 工場見学中は、バスツアー参加者に対して、見学ルートから外れない等の見学ルールの徹底を図り、安全確保に十分に配慮するとともに、安全確保のための必要な対策を講じること。

ケ 門真市役所を出発場所とし、バスツアー参加者の集合場所となる学校等まで移動し、そこでバスツアー参加者を乗車させた後、予め設定したルートに従い、バスツアーを実施する。企業等見学の後、学校等に送迎し、バスツアー参加者は解散、その後門真市役所に帰着する。

コ 午前・午後にまたがる場合は、休憩を1時間程度設けること。休憩場所は、門真市役所を予定しているが、バスツアーの行程等により、発注者が指定する別の場所に変更することもある。

サ バスツアー参加者へのアンケートの実施

バスツアー参加者に対して、バスツアーの感想、意見等を把握するための紙によるアンケートを発注者と協議の上、作成し、実施する。その結果を取りまとめた上、発注者に納品すること。

シ バスツアー参加企業へのアンケートの実施

バスツアー参加企業に対して、バスツアーの感想、意見等を把握するためのアンケートを発注者と協議の上、作成し、メール又はフォーム（併用も可）により実施する。その結果を取りまとめた上、発注者に納品すること。

ス バスツアーの中止等

発注者は、天候等やむを得ない理由が生じた場合バスツアーを中止

し、延期することができる。その際に発生した追加経費については、発注者は負担しないものとする。

③ その他バスツアー実施に関する留意事項

ア バスを運行する者の要件

受注者（バスの運行等を第三者に委託する場合は当該委託事業者）は道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であることとし、当該許可を受けていることがわかる書類（許可証の写し等）を契約後速やかに発注者へ提出すること。

イ バスツアーに使用する車両の要件

- (i) 道路運送車両法に基づく車検が有効であること。
- (ii) 所有又は適法に借り受けた車両であること。
- (iii) レンタカー等を第三者が有償で運行する形態（いわゆる「白バス行為」）は厳に禁止する。
- (iv) 出発前に日常点検を実施すること。

ウ バスツアーに従事する運転手の要件

- (i) 当該運送事業者に所属する乗務員であること。
- (ii) 大型第二種又は普通第二種運転免許を保有し、有効であること。
- (iii) 過去1年以内に事故歴・違反歴が無いこと。（書面で確認すること。）
- (iv) 乗務前に必ずアルコール検査を実施すること。また、出発前に健康状態の確認を実施すること。

エ その他本仕様書に記載の無い事項についても、国等の法令やガイドライン等を遵守する事

(2) インターンシップ実施業務

① インターンシップ事業の概要

発注者は、学生等を対象に、発注者が指定するものづくり企業において、実際の事業内容や職場環境、職場の魅力等についての理解が深まる職場説明及び就業体験を実施する。

ア インターンシップの受入れを行う企業

インターンシップ参加企業（12社程度を想定）

イ インターンシップの参加対象者

概ね大阪府内の高等学校等の学生及び訓練生等

ウ インターンシップ実施期間

令和8年9月から令和9年2月までの間で、インターンシップ参加企業が受入れ可能とした日のうち、学生等でインターンシップ事業に

参加する者（以下「インターンシップ参加者」という。）が希望した日を考慮した上で、発注者とインターンシップ参加企業と協議の上、決定する日

② インターンシップ実施業務の概要

受注者は、インターンシップ事業の実施に当たり、インターンシップ参加企業とインターンシップ参加者との連絡調整ならびに、インターンシップ参加者のインターンシップ中の万一の事故に対応するため、インターンシップ参加者を被保険者とした傷害保険等の加入手続き等を行う。

なお、インターンシップ事業への参加者及び参加企業は発注者が募集し決定する。

③ インターンシップ実施業務内容

ア インターンシップ事業に係る調整業務

受注者は、本事業で作製するチラシ等 PR ツール等を経由したインターンシップに関心がある学生や学校等の問合せに対応するとともに、インターンシップを希望する学生等とインターンシップ参加企業を適切につなぐ。

イ インターンシップ事業に係る損害保険等の加入

インターンシップ参加者の確定後、発注者は参加者の氏名、年齢その他の傷害保険等の加入手続きに必要な情報を受注者に報告し、受注者は、その情報に基づき、以下の傷害保険等に加入する手続きを行う。

- ・ 保険期間 インターンシップ参加者が参加する日
- ・ 保険対象者 インターンシップ参加者（15 歳以上）
- ・ 実施内容 各参加企業におけるインターンシップの内容
- ・ 補償内容 下表のとおり

補償内容	1 人当たりの補償最低基準
死亡保険金	1,000 万円
後遺障害保険金	1,000 万円
入院保険金日額	8 千円
手術保険金 入院中の手術	入院保険金日額の 10 倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の 5 倍
通院保険金日額	4 千円
賠償責任保険金	3,000 万円
携行品損害保険金	20 万円
救援者費用保険金	100 万円

ウ インターンシップ参加者へのアンケートの実施

インターンシップ参加者に対して、インターンシップの感想、意見等

を把握するための紙によるアンケートを発注者と協議の上、作成し、実施する。その結果を取りまとめた上、発注者に納品すること。

エ インターンシップ参加企業へのアンケートの実施

インターンシップ参加企業に対して、インターンシップの感想、意見等を把握するためのアンケートを発注者と協議の上、作成し、メール又はフォーム（併用も可）により実施する。その結果を取りまとめた上、発注者に納品すること。

(3) ものづくり企業就職フェア実施業務

① ものづくり企業就職フェアの概要

(1) ものづくり企業訪問バスツアー及び(2) インターンシップに参加したもののづくり企業を中心に企業の業務説明会を実施するとともに、その場で就職の面接を行うことが可能なものづくり企業就職フェア（以下「就職フェア」という。）を実施する。就職フェアは交通利便性の高い場所で実施する。

ア 開催時期

令和8年11月から令和9年2月までの発注者が指定する日（1日間）。平日に限定せず、土曜・日曜・祝日に実施する可能性もある。

イ 会場

就職フェアを通じた就職者が門真市内に勤務することを念頭に置き、かつ多数の来場が見込める会場の候補を3つ以上挙げたうえ発注者と協議して決定する。（開催場所の例：ツイン21MIDタワー20階（8、9）会議室 理由：本市は京阪本線及び大阪メトロ長堀鶴見緑地線が通っており、当該路線が乗り入れ、かつ大都市に所在する京橋が求職者を集めるのに適切であると判断した為 等）

ウ 参加企業

発注者が決定する市内企業（14社程度を想定）

エ ターゲット

受注者が広く募集する学生等を含む求職者

② ものづくり企業就職フェア業務（以下「就職フェア業務」という。）の概要

受注者は、就職フェア業務の実施に当たり、周知、参加企業との打ち合わせや連絡調整、会場の手配・設営、当日の運営（スタッフの手配、来場者への案内、当日資料、必要物品の準備を含む。）、来場者へのアンケート実施等を行う。

③ 就職フェア業務内容

ア 参加企業との連絡調整

就職フェアへ参加する企業と広報ツールの製作及び当日のスケジュールやブース配置、問合せへの回答等、準備にかかる一切の調整業務を行う

イ 周知・広報

就職フェアへ多く参加者を促すため、ポスター（100 枚）及びチラシ（1,000 枚）を製作すること。（指定する学校等へ発送することを含む。）また、SNS による広告を行う。（1 カ月間程度）

ウ 会場の設営

参加企業が求職者に説明等を行うにあたり使用するブース（机・椅子・パーテーション）や受付・待合スペースで必要となる机・椅子を含む備品を手配し会場の設営を行う。（撤去を含む）案内看板類、社名板についても製作及び設置すること。

エ 就職フェアの運営

スムーズな求職者の案内のため当日の受付・誘導に必要なスタッフを配置すること。特に事故防止に関しては徹底するとともに、災害発生時等に適切な避難誘導を行うこと。

オ 就職フェア参加者数のカウント及びアンケートの実施

就職フェアへの参加者数をカウントするとともに、参加者に対して就職フェアの感想、意見等を把握するための紙によるアンケートを発注者と協議の上、作成し、実施する。その結果を取りまとめた上、発注者に納品すること。

カ 就職フェア参加企業へのフォローアップ

就職フェア参加企業に対し、就職フェアの成果、感想、意見等を把握するためのアンケートを発注者と協議の上、作成し、メール又はフォーム（併用も可）により実施する。その結果を取りまとめた上、発注者に納品すること。

キ 就職フェアの中止等

発注者は、天候等やむを得ない理由が生じた場合、就職フェアを中止し延期することができる。その際に発生した追加経費については、発注者は負担しないものとする。

④ その他就職フェア実施に関する留意事項

受注者（就職フェアの開催をグループ会社等、第三者に委託等する場合は当該委託事業者）は有料職業紹介事業又は無料職業紹介事業の許可を受けた事業者であることとし、当該許可を受けていることがわかる書類（許可証の写し等）を契約後速やかに発注者へ提出すること。

（4） ものづくり企業紹介コンテンツ等作成業務

① ものづくり企業紹介コンテンツ等作成業務（以下「コンテンツ等作成業務」という。）の概要

対象学生等に対して、市内ものづくり企業の理解の促進や魅力発信を図るため、次のア～ウを作成するコンテンツ等作成業務を実施する。コンテンツ等作成業務の実施にあつては、参加企業を取材・撮影、原稿作成、校正、誌面デザイン、印刷製本、動画編集等を行い、発注者に納品する。

- ア 企業 PR 冊子
- イ 企業紹介動画
- ウ 広報チラシ

② コンテンツ等作成業務に係る手配

取材・撮影、原稿作成、誌面デザイン業務についての担当者は、同様の業務経験のある者を選任すること。

③ 企業 PR 冊子内容

- ア 参加企業ページ

（１）～（３）に参加する企業の企業 PR 冊子を作成すること。

企業 PR 冊子は、手に取った学生が分かりやすい表現・デザインを工夫すること。また、その企業で働くことを具体的に想像することができ、働く意欲が高まるような文章構成・誌面デザインとなるように留意すること。

- イ 地図

市の地図を掲載し、参加企業の事業所所在地を明記すること。

- ウ 規格

企業 PR 冊子の作成にあつては、配架しやすく、気軽に手に取りやすいように、以下の規格で作成すること。

制作部数	6,000 部
サイズ	A 5 変型
ページ数	16 ページ（表紙裏表紙含む）
製本	中綴じ
色	オールカラー
用紙	OKバルーニ 35kg※

※質感等が同様なものであれば、他用紙でも差し支えない。

④ 企業紹介動画作成内容

企業 PR 冊子に掲載する企業の動画を作成すること。動画の内容については企業の事業内容が視覚的に分かりやすく、また働くことの楽しさが伝わりやすい内容とする。規格については、次表のとおりとする。

制作動画数	14 本
時間（1 本あたり）	1 分程度
音声	あり
字幕	あり
BGM	あり

⑤ 広報チラシ作成内容

インターンシップ事業、バスツアー事業及び就職フェアの本事業全体を広報し、参加学生の関心・参加意欲や学校進路指導担当者等の関心を高めることを目的とした広報チラシを作成する。規格については、次表のとおりとする。

チラシ内容	門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業（バスツアー、インターンシップ、就職フェアの全てを網羅したもの）
制作部数	3,000 部
サイズ	A 4 両面
色	オールカラー
厚さ	コート 90kg
断裁方法	四方化粧断裁

5. 納品

受注者は、企業 PR 冊子、企業紹介動画、広報チラシを以下のとおり、納品すること。なお、当該企業 PR 冊子、広報チラシについては電子データも合わせて納品すること。

（1） 納品場所

① 企業 PR 冊子

納品場所	納品冊数	一束
門真市役所産業振興課（門真市中町 1－1）	1,000 冊	20 冊
発注者が指定する高等学校等※	5,000 冊	20 冊

※納品する高等学校等は、大阪府内の公立・私立全 250 校程度を想定

② 企業紹介動画

納品場所
門真市役所産業振興課（門真市中町 1－1）

③ 広報チラシ

納品場所	納品冊数	一束
門真市役所産業振興課(門真市中町 1 - 1)	1,000 冊	20 冊
発注者が指定する高等学校等※	5,000 冊	20 冊

※納品する高等学校等は、大阪府内の公立・私立全 250 校程度を想定

(2) 納品期限

① 企業 PR 冊子

協議の上決定するが、概ね令和 8 年 10 月頃

② 企業紹介動画

協議の上決定するが、概ね令和 8 年 10 月頃

③ 広報チラシ

協議の上決定するが、概ね令和 8 年 9 月頃

6. 業務の実施体制

受注者は、ものづくり企業訪問バスツアー業務、インターンシップ実施業務、ものづくり企業就職フェア実施業務、ものづくり企業紹介コンテンツ等作成業務、の担当者をそれぞれ 1 名以上選任し、業務を実施するものとする。それぞれの担当者には、業務に関する知識とノウハウ等を有する者を選任すること。なお、業務間の担当者の兼任を可とする。

7. 報告書等の作成

受注者は、本業務終了後、速やかに、本業務全ての実施状況・成果をとりまとめた「門真市ものづくり企業若者人材確保支援事業完了報告書」を発注者に提出し、完了検査を受けるものとする。受注者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

8. 本業務の精算

経費については、事業が終了し全ての経費の支出額が確定した時点で、発注者は受注者に対し事業に要した経費の確認を行う。発注者の確認を受けた後、金額に関する変更契約を行う。

9. 著作権の譲渡等

- (1) 本業務において新たに著作権が発生するものについては、その制作に係わる経費及び著作権の譲渡に係わる費用等も入札価格に含めるものとする。
- (2) 制作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定

する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- (3) 前項に関し、制作物に係る著作権が、受注者以外の者に帰属している場合には、受注者はあらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権を受注者に譲渡させるものとする。
- (4) 発注者は、制作物が著作物に該当する物、しない物にかかわらず、当該制作物の内容を受注者(前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ)の承諾をなく自由に公表することが出来る。
- (5) 受注者は、制作物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

10. 信用失墜の禁止

本業務を実施するに当たり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

11. その他留意事項

(1) 守秘義務について

受注者が本件業務の遂行上知り得た情報は、本件業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務の契約が終了又は解除となった場合も同様とする。

(2) 個人情報等の取り扱いについて

個人情報を取り扱うときは、契約書に添付する「個人情報等取扱特記事項」を守ること。

また、受注者が本件業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報等については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、外部への持ち出しや他の目的への転用等を行わないこと。本件業務の契約が終了又は解除となった場合も同様とする。

本件業務完了後に、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータを破棄すること。

(3) 関係法規等の遵守

受注者は、関係法令等を順守し、法令の趣旨に沿って業務を実施しなければならない。また、本業務の一部を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を順守させなければならない。

い。

(4) その他

- ① 業務実施にあつては、発注者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- ② 本仕様書に記載のない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、その指示に従うこと。
- ③ 事故等の発生を確認したときは、直ちに発注者に報告するとともに、必要な措置を講じること。また、その発生原因が受注者にあるときは、受注者が責任をもって適切に対処し、発注者に対して事故の内容及び対応結果、再発防止策等について直ちに報告すること。